

## 第 65 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 6 月 21 日（金）13：00 ～ 14：05

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階 第 1 特別会議室

3 出席者

## 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、  
椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

## 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

## 議 事

- （1）統計法の施行状況について
- （2）諮問第 50 号の答申「経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更について」
- （3）諮問第 54 号「特定サービス産業実態調査の変更について」
- （4）専門委員の指名等について
- （5）部会の審議状況について
- （6）その他

## 5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第65回「統計委員会」を開催いたします。

本日は、安部委員、川本委員が欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について御説明をさせていただきます。議事次第と合わせて御覧ください。

まず議事の「（１）統計法の施行状況について」ですけれども、５月の委員会におきまして、総務大臣から報告いただきました「平成24年度 統計法施行状況報告〈基本計画関連事項編〉」が、５月に出てまいりましたけれども、それ以外の部分を加えた全体版を改めて提出いただきました。これが、資料１「平成24年度 統計法施行状況報告」という冊子に当たります。

議事の（２）は、３月28日に諮問されました案件「諮問第50号の答申『経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更について』」です。資料２の答申案について御説明をいただき、皆様に御審議いただきたいと考えております。

議事の（３）は、資料３によりまして「諮問第54号『特定サービス産業実態調査の変更について』」の諮問内容を御説明いたします。

議事の（４）は、今回の委員会に諮問された案件の審議に御協力いただく専門委員の指名等を資料４に沿って説明いたします。

議事の「（５）部会の審議状況について」として、現在審議中の３つの案件の審議状況について、それぞれ担当の部会長から御報告いただきます。対応する資料は、資料５～７です。

最後に「（６）その他」で連絡事項がございます。

ほかに参考が１～４までございます。

私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

まず１番目の議題「統計法の施行状況について」でございますが、これにつきましては、後ほど開催されます基本計画部会で詳しく御審議いただきたいと思っております。

したがって、ここでは２番目の「諮問第50号の答申『経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更について』」について、御議論いただきたいと思っております。

まず、廣松部会長から御報告をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、御報告申し上げます。

「諮問第50号の答申『経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更について』」は、平成25年３月28日に開催されました統計委員会に、総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまで４～６月にかけて計７回の部会を開催いたしました。時間数にすると14時間を超えるという長丁場でしたが、答申（案）をまとめるに至りましたので、御報告いたします。

説明させていただく持ち時間が極めて限られているようでございますので、答申（案）に至る部会審議の結果概要につきましては、ごく簡単にポイントのみを説明させていただき、詳細は答申（案）の説明をもってかえさせていただきたいと思っております。

まず、部会の結果概要でございますが、先ほど申しました7回の部会のうち最初の3回分に関しましては、先月の統計委員会のほうで御報告をいたしましたので、後半の4回分に関してごく簡単に説明をさせていただきます。

お手元の資料2の参考資料1の1～18ページまでが、計4回分の結果概要でございます。

そのうち第4回目すなわち第34回のサービス統計・企業統計部会でございますが、ここでは「オ 商品手持額の把握」「(2) 調査期日の変更」「(3) 調査対象期間の変更」「(4) 調査方法の変更 ア 本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」「イ 調査票の種類の変更」「ウ オンライン調査による調査票の回収業務の対象の拡充」「エ プレプリント事項の拡大」「(5) 調査事項の把握方法の変更」及び「3集計事項」について、調査実施者の説明に対して適当であると判断をいたしました。

ただ、商業統計調査の調査期日については、委員から、調査客体の立場に立って実施期日の統一化を検討する必要があるのではないかという御意見が出ました。

続きまして、第35回の部会でございますが、調査実施者と事務局から、平成26年基礎調査における総売上高を把握することの適否を総合的に判断するために、本調査において総売上高を把握することの効果と懸念される事項について、本部会における審議を整理した資料に基づき説明が行われました。結果として、適当であると判断をいたしました。

なお、同資料に関しましては、審議協力者として御参加の地方公共団体からも審査に当たった御意見や御要望が出されました。

また、前回の答申における今後の課題の対応について、平成18年の経済センサス枠組みと事業所母集団データベースも含めて、次期基本計画との関係を整理する必要があり、答申(案)において触れる必要があるという意見が出され、それを反映する形で答申(案)を作成いたしました。

第36回に関しましては、事務局から答申案の説明が行われ、審議を行った結果、基本的には答申案について了承されましたが、一部については次回部会までに修正をし、再度検討することとされました。

これは第7回目に当たりますが、37回目の部会においては、先ほど申しましたとおり、事務局から前回部会の審議結果を踏まえて修正されました答申(案)について説明が行われ、審議された結果、基本的に了承されました。

ただし、一部修正意見が出された部分については、修正を部会長一任とさせていただき、その後、修正を事務局と検討し、最終的に答申(案)を作成いたしました。後ほどその説明をいたしたいと思っております。

また、後ほど本件の答申(案)の説明に併せて発言させていただく予定の、本件答申に関する部会長発言メモについても御説明をさせていただければと思っております。

部会の結果概要に関しましては、以上でございます。

それでは、答申(案)そのものに関しまして、御説明をしたいと思っております。

答申(案)についてポイントを中心に御説明をいたしますが、資料2の1ページを御覧

ください。この答申（案）では、1ページの「1 本調査計画の変更」及び5～6ページにかけて、2として、前回の答申時における今後の課題への対応について、6ページに「3 今後の課題」を記載するという3部構成にしております。

以下、順に説明をいたします。

まず、資料2の1ページの「1 本調査計画の変更」のうち「(1) 承認の適否」についてですが、統計法第10条各号の各要件にいずれも適合しているため「平成26年に実施する経済センサス - 基礎調査」及び「同年に実施する商業統計調査」の変更を承認して差し支えないといたしました。

続きまして「(2) 理由等」のところでございますが、今回諮問されました計画の変更等にかかわる事項について、変更内容ごとにその判断の理由を記述しておりますので、それぞれ説明をいたします。

まず「ア 調査事項の変更」のうち「(ア) 変更事項1（基礎調査固有事項）」についてです。

基礎調査の調査事項については、総務省の申請では、平成25年1月から運用が開始されました事業所母集団データベース、いわゆるビジネスレジスターでございますが、そのデータの補完を目的として、年間総売上高を新たに把握する計画でございます。

これにつきましては、「①総売上高について、各種調査において複数回の回答を求められることによる、報告者負担の増加及びこれに伴う回収率の低下等が懸念されるものの、総売上高のデータ移送が可能な統計調査については当該データを移送する等の対応を講ずることとしていること、②効果としては、運用初期段階における事業所母集団データベースの有用性の向上及び利活用のための環境整備に資することが期待できることを総合的に勘案した結果、承認することが適当である」と判断をいたしました。

その際、本調査に関して、部会で審議されました総売上高を把握することの効果と懸念等につきましては、その主な内容を表の形にしておりますが、この答申（案）と密接不可分でございますので、別紙として後ろにつけております。後ほど御覧をいただければと思います。

なお、今回承認することが適当と判断をいたしましたのは、平成26年基礎調査に係るものであって、その点を確認するとともに、平成26年基礎調査実施後のあり方については、後ほど説明をする「3 今後の課題」でその検討の必要性を記載しております。

また、本審議におきまして、実査を担当する地方公共団体から、総売上高の把握に伴う事務負担の増加について懸念が示されました。その点に関しまして、調査実施者は地方公共団体における事務負担の軽減方策について、地方公共団体と十分調整する必要がある旨も明記をいたしました。

続きまして「(ウ) 変更事項3（商業調査固有事項）」でございます。

これは、商業調査の調査事項についてであり、「年間消費販売額の販売方法別割合」の欄の選択肢に「電子マネーによる販売」を追加する計画とされているものでございます。

これについては、企業会計上、勘定科目が区分されておらず、管理会計を実施する一部企業を除き直ちには金額ベースでの把握は困難であること、また割合ベースであっても、商業活動の実態を明らかにする上で、新たな決済手段である電子マネーの利用実態の把握に資すると認められますことから、適当であると判断をいたしました。

続きまして「(オ) 変更事項5 (商業調査固有事項)」でございます。

これは、商業調査の商品手持額の記載については、事業所においては記入が困難であるとするところが多かったことから、事業所を対象とした年度末時点での把握から、企業を対象とした年初及び年末時点での把握に変更する計画でございます。

これについては、在庫額とその増減及び国民経済計算における商業マージンのより正確な把握の可能性につながることから、適当であると判断をいたしました。

なお、部会審議においては、企業単位で商品手持額の総額を把握するよりも、個別の商品の情報を得る方が有用ではないかという意見もございましたが、現状ではその把握は大変困難であろうと判断されるため、本計画ではこの企業単位での商品手持額の把握を適当であると判断をした次第でございます。

続きまして「イ 調査期日の変更 (商業調査固有事項)」でございます。

これにつきましては、商業調査の基準となる日について、従来の「6月1日現在」から「7月1日現在」に変更する計画でございます。

これについては、基礎調査と商業調査を一体的に実施することに伴う措置であり、報告者負担の軽減に資することから、適当であると判断をいたしました。

しかしながら、部会審議におきまして、審議協力者として参加している地方公共団体から、実査を担当する立場から事務負担の増加を心配する御意見が出されましたことから、(ア)と同様に調査実施者に対して地方公共団体における事務負担の軽減方策について、地方公共団体と十分な調整をすることが必要である旨、明記をいたしました。

続きまして「ウ 調査対象期間の変更 (商業調査固有事項)」でございます。

これは、3ページのところでございますが、経済センサス-活動調査との比較可能性を高めるために、年度による把握から暦年による把握に変更する計画でございます。

これにつきましては、特に個人事業主等にとっては、会計処理上、年度のほうが答えやすいのではないかと、その意味では報告者に新たな負担を強いる面があるのではないかと考えられましたが、経済センサス-活動調査も暦年で把握しており、調査結果の利便性を向上するということから、やむを得ないと判断をいたしました。

続きまして「エ 調査方法の変更」のうち「(ア) 変更事項1 (基礎調査及び商業調査共通事項)」でございます。

これは、基礎調査及び商業調査における本社一括調査の調査系統及び調査対象範囲について、表に記載のとおり変更する計画となっております。

これにつきましては、調査票の配布・回収等の業務について、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を、平成24年経済センサス活動調査にあわせて再整理し

たものとなっております。調査の確実な実施に資するとともに、変更理由欄にも記載のとおり、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減に資することから、適当であると判断をいたしました。

続きまして「（ウ）変更事項3（基礎調査及び商業調査共通事項）」でございます。

これは、オンラインによる調査票の回収業務の対象について、回答方法の多様化による報告者の利便性向上のために、基礎調査については調査員調査の対象事業所までオンライン調査を拡大し、商業調査については今回新たに導入する計画でございます。

これらは、報告者の利便性の向上に資することから、適当であると判断をいたしました。

続きまして、2として、前回答申における今後の対応のところでございます。5ページでございます。

総務省から、①～⑤に記述しておりますとおり、回答がなされました。

結論といたしましては、①～③までは、現時点では必ずしも具体的な案が出ているわけではないが、その方向を目指して一層努力をしていただきたいという趣旨で、その方向性については適当といたしました。残りの④及び⑤につきましては、次に記載いたします「3 今後の課題」で示した方向で検討する必要があると判断をいたしました。

最後に、6ページ「3 今後の課題」でございます。

これにつきましては、3つ課題として挙げております。

まず（1）につきましては、部会審議において平成26年基礎調査で総売上高を把握することについて、また、前回答申における今後の課題への対応及び今後の調査の枠組みについて時間をかけて議論をし、本審査に係るセンサス - 基礎調査と商業統計調査の範囲におさまり切らない御指摘もいろいろといただいたところでございます。

ここでは、諮問の内容に関する課題の記載にとどめながら、政府として早急に検討する必要があることを記載いたしました。これに関しましては、後ほど部会長発言メモの中で触れさせていただきます。

次に「（2）母集団情報の整備等の在り方について」ですが、これに関しましては、行政記録情報等と照合してメンテナンスとアップデートする仕組みを目指すことを明確にした上で、総務省統計局に対して、①として事業所・企業への照会業務の拡充、②としては、母集団情報の整備等のあり方についての検討を早急に行う必要があるとしております。

最後に「（3）プレプリント事項の拡大について」は、部会において、委員からこれは報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元につながるという御意見、さらには地方公共団体から情報の機密保持の観点も重要であるという御意見があったことを踏まえ、経済産業省に対して、これらの意見を考慮しながらさらなるプレプリント事項の拡大の可能性について、次回調査までに検討する必要があるとまとめました。

以上が、答申（案）の内容の御報告でございます。

これとあわせまして、先ほど触れました今回の部会審議の際に出た意見に基づきます、部会長としてのメモを作成させていただきました。資料2の参考資料2を御覧いただければ

ばと思います。

大きく2つ挙げております。

1つは「1 経済統計の体系整備の観点から見た、平成26年経済センサス - 基礎調査実施後の経済センサス - 活動調査の間に実施される母集団情報の整備等のための調査の枠組みに関する検討について」といささか長ったらしいタイトルでございますが、この内容のポイントは、以下の通りです。

今回の部会での審議では、総売上高を把握することに関して大変議論が集中いたしました。

その1つの原因といたしまして、平成18年4月に各府省統計主管部局長等会議において了承されました「経済センサスの枠組みについて」というものがあり、現在の経済センサス - 基礎調査、活動調査は、この枠組みに基づいて行われているわけですが、その中では、基礎調査に関しましては、活動調査とは異なり、周期調査という位置づけはなされておられません。今回は、平成26年調査終了後の5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査の枠組みについては、白紙という前提で議論をいたしました。

結論的には、答申のとおり、今回諮問された計画に関する限り、承認することといたしましたが、この総売上高の把握という点に関しましては、かなり議論が集中したこともあり、今後それをどういう形で把握するにせよ、以下(1)(2)とまとめましたような点について、整理する必要があると思います。

具体的には「(1) 事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)」でございますが、その搭載データとしての総売上高の在り方と把握の方法。

それから、「(2) 経済統計の体系整備並びに報告者負担増加及び調査環境の悪化防止の観点から、総売上高を把握する経済センサス - 活動調査を初めとする他の基幹統計調査との重複回避」という点でございます。

今回の計画に関しましては、これらについて現在考えられる最大限の努力をするという説明がございましたことから、承認をした次第でございます。

今回の一連の部会の審議の機会を捉えて、経済センサス - 活動調査の間に実施する母集団情報の整備のための調査の枠組みに関して、根本的な検討に着手することが必要であると考えます。

メモの2ページ目のところでございますが、経済構造統計及びそれを作成するための経済センサス - 活動調査を基礎としている、現在の経済統計の枠組みあるいは組み立てにあって、このような枠組みの検討は、活発な活動を続ける我が国の経済について、そのダイナミズムに応じた経済統計の整備・発展に必要不可欠であると考えております。

現在、次期の基本計画についても検討が開始されておりますが、私といたしましては、先ほど含めました2つの論点も含めて、ぜひこの部会における議論を参考にいただき、その上で経済統計の体系整備の観点から上記の枠組みの検討を踏まえつつ、平成26年経済センサス - 基礎調査実施後の経済センサス - 活動調査の間における統計調査のあり方につ

いて、統計委員会として迅速かつ真摯な議論に基づいたコンセンサスが得られるように願っております。

2つ目といたしましては「2 統計調査の成果の調査協力者への還元について」ということでございます。

この点に関しましては、昨年12月の法人・土地基本調査の答申のときにも部会長の意見として申し上げさせていただいたことですが、そのポイントは単に統計調査への協力を得るための報告者負担の軽減については量的な面だけではなくて質的な面に関しても考えることが必要ではないかということでございます。

これに関しまして、やはり先の総売上高の把握と関連をして、報告者負担が増加するのではないかという懸念が示されました。このような懸念は、とりもなおさず結果精度及び調査コストにはね返る恐れを内包するものであることから、調査実施者には十分な配慮が必要であると考えます。

他方で、今回の審議において、調査対象者みずからが公的統計から有用な情報が得られる等の便益を感じることができれば、積極的な協力も得られるのではないかという意見も出されました。

この点に関しまして、私のこれまでの個人的な経験、反省も踏まえて振り返ってみますと、統計調査に関する調査実施者の説明や統計委員会及び部会での議論では、統計法第10条各号の各要件が満たされているかどうかを確認した上で、その利用可能性について考えてきたわけでございますが、その際、どうしても「利用する主体」としては行政や学術研究者を念頭に置いて考えるということになりがちであったように思います。

そこで、例えば、基本計画部会の第3ワーキンググループにおける検討課題として、先般御報告いたしました質的な側面のうち「片務的な負担感や答えても無駄だという徒労感」に対する検討の視点として、統計情報の調査協力者への還元のあり方についても正面から取り上げることを加えてはどうかと考えている次第でございます。

ちょっと時間をオーバーして申しわけございません。今回の諮問に関する答申（案）の説明及びその審議の途中で出てきました意見に基づく部会長のメモを報告させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

ただ、内容が2つに分かれるかと思えます。1つは資料2本体の答申部分、もう一つは資料2の参考資料2という形で配布されました部会長メモと分かれるかと思えます。

ここでの御議論、御審議は、まず前者のほうの答申のところについて御審議いただき、部会長メモで示されております、ワーキンググループ、基本計画部会で議論するというようなことにつきましては、その決定は次の基本計画部会で決定などをお願いしたいと思います。

ただ、両方重なっておりますので、議論はここでなさってよろしいかと思えますが、そ

ういった視点からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。かなり基本的なところを含んでいる問題提起もあります。

○廣松委員 先ほども御紹介いたしましたとおり、今回は総売上高を把握するという点に関して大変活発な議論が行われました。その補足を委員の方々からいただければと思います。

○樋口委員長 それでは、いかがでしょうか。部会所属の委員から、御意見を伺いたいと思います。

まず、北村委員、お願いします。

○北村委員 今、部会長から御説明があったとおりでありますが、総売上高についての把握については、いろいろ難しい問題があるということで議論をしたのですけれども、それと同時に総売上高というものを把握することによって、ビジネスレジスターといいますか、基本的なデータベースを作る上での貴重な情報になり、かつ、それを調査することによって、我々が事前に持っている情報との比較とか、いろんな意味での利用の可能性が考えられますので、そういうことも含めて勘案した結果、調査することが適当という議論になりました。

これはかなり議論を重ねた上で決定したことなのですけれども、私としては入れていただきたいと思いました。

○樋口委員長 竹原委員、どうぞ。

○竹原委員 部会長の御意見も含めて、私は報告者の負担軽減の視点で是非今後も御議論いただきたいと思います。とりわけ経済センサス、ビジネスレジスターという産業界にとっても非常に重要な調査、重要な将来のデータとなるデータベース、そういったものについて、報告者負担という部分を非常に多岐にわたって御検討いただくようにという視点で御指摘をいただいていますので、そういった部分を今後とも委員会あるいは部会において、さまざまに御議論をいただければと思っております。

○樋口委員長 西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 もう既に北村委員や竹原委員、あるいは廣松部会長からの御発言がございましたけれども、その総売上高を取るということに関して、今回はビジネスレジスターの整備に役立つという観点からそれを取るということで一定の判断をしたわけですが、一方で回答率の低下等を懸念するという声がありました。

ですので、先ほどの部会長メモに第1ワーキングの方にもかなり大きな宿題が出ていて、私は聞いていて戦々恐々としているわけなのですけれども、今後ビジネスレジスターとの整備という観点から、総売上高をどういうタイミングでどういうふうに把握していくのか。

そのためにも、今回基礎調査で販売額を取って、その結果、本当に回答率に影響があったのかなかったのかとか、そういった事後的なチェックということも是非やっていただければと思います。

以上です。

○樋口委員長 いかがでしょうか、中村委員。

○中村委員 総売上高の把握によって回収率が落ちるのではないかという懸念が表明された一方で、そもそもビジネスレジスターというのはそういう情報を持っているものだという御意見、あるいは層化抽出に非常に役立つだろうという意見がありまして、総じてやはり積極的な意見が多かったと思っております。

私としては、商品手持額の把握が改善されるということを非常に高く評価したいと思っております。

○樋口委員長 いかがでしょうか。

○廣松委員 メモの位置づけということでございますが、僭越ながらワーキンググループの名前まで出してしまったのですが、その趣旨はあくまで今回のワーキンググループは、法施行状況報告に関する評価を行うというのが第一の任務でございますので、こういう形でお願い申しましたのは、次期の基本計画に向けての何らから頭出しということで「平成24年度 統計法施行状況報告」の中で、少しでもこれに関連した議論もしていただければという趣旨でございます。

○樋口委員長 いかがでしょうか。よろしければ、資料2は「1 本調査計画の変更」のところで書いてございますように、あるいは諮問を見ればおわかりのとおり、平成26年に実施される経済センサス - 基礎調査について及び同年に実施される商業統計調査についての変更ということでございますので、この26年に実施されるものに限定して、これが書かれているというような受け止めをしております。

その以降については、今、皆さんからお話いただきましたように、この総売上高を入れた方がいいというメリットがある一方で、コストの方もあるのではないかという御議論もあったということでございますので、これは切り離して今後のことについてはお諮りしたいと思います。

まず最初は、資料2の平成26年分について、何か御異論がなければ、お認めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 それでは、この資料2の答申が認められたということにしたいと思います。

一方、部会長メモとして提出されましたもの、これは部会長メモとはなっておりますが、どうも皆さんの御意見を伺っても、皆さんの総意がここのところのにじみ出ているということだと思いますので、これについては、後の基本計画部会でこういうふうな方向でいくということについてはお諮りいたしますが、これについても何か御意見があれば、お願いします。

要は、今、次期基本計画をにらんでワーキンググループが立ち上がっておりますが、その中の2ページの頭のほうに書いてある内容については、第1ワーキンググループで議論をいただき、その最後のところが重要かと思いますが、迅速かつ真摯な議論に基づいてコンセンサスを得てほしいというようなことが書いてありますので、そのようにしたいと思います。

います。

また、下のほうに書いてありますことについては、第3ワーキンググループで、これは正面から取り上げるようにと書いてございます。まさにそのようにしてはどうかと皆さんも私も賛同を示しますので、いかがでしょうか。特に、それぞれ属しているワーキングの先生方がおりますので、可能であればというよりは、ここは強い要請ということでこのようにしていただければと思います。

次期基本計画は年度内に策定しなければならない、あるいはそのように提出しなければいけないわけでございますので、それまでにこのコンセンサスを得たいという方向でいきたいと思っております。

御質問あるいは御意見があれば、いかがでしょうか。よろしければ、この後の基本計画でこの点についてはお諮りいたします。

それでは、資料2に基づきまして、総務大臣に対し、答申をしたいと思っております。お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○樋口委員長** ありがとうございます。サービス統計・企業統計部に所属されている先生方に対しては、長時間この議論に時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

それでは「諮問第50号の答申『経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更について』」をお認めいただきましたので、よろしく願いいたします。

**○廣松委員** どうもありがとうございました。

**○樋口委員長** それでは、次の議事に移ります。「諮問第54号『特定サービス産業実態調査の変更について』」を、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

**○山田総務省政策統括官付経済統計担統計審査官** それでは、諮問の概要について御説明させていただきます。

今回の諮問案件は、お手元の資料3のとおり、諮問第54号 特定サービス産業実態調査の計画の変更でございます。

私からは、審査を担当する立場から、調査の概要、主な変更内容、本委員会で御審議いただきたい重点事項の計3点について、簡単に御説明をいたします。

まず1点目、調査の概要でございます。お手元の資料3のクリップを外していただきまして、一番下でございます資料3の参考という資料を御用意ください。

こちらの資料の2枚目をお開きくださいませ。本調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年以降毎年実施されているものでございます。

調査の対象は、これまで順次拡大してきておりまして、現在は経済産業省が所管しているサービス業種、計28業種でございます。具体的にはこちらに掲げてございますけれども、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、新聞業、出版業、クレジットカード業、割

賦金融業、映画館、学習塾などになります。

次に、主な利用状況につきまして、裏面を御覧いただければと思います。「特定サービス産業実態調査の利用状況」という資料がございます。

代表的な利用例といたしましては「サービス分野における個別産業に関する不況対策、産業振興、地域振興など各種施策の企画立案等のための基礎データとしての利用」、また、SNAやIOの基礎データとしての利用ということになります。

2点目は、主な変更内容でございます。次のページを御覧ください。

主な変更内容でございますけれども、調査方法及び調査組織の変更でございます。調査員の高齢化や実査を担当する都道府県における熟練職員の減少等に伴う調査環境の劣化などによりまして、都道府県経由の調査員調査の実施が困難な状況にありますことから、現在6業種について行っている民間事業者経由の郵送調査を、全28業種で実施するよう変更するというものでございます。

次に、本委員会で御審議いただきたい重点事項について御説明いたします。資料を戻っていただきまして、1枚目の紙の2ページ目、裏面でございます。

「2 審議すべき重点事項」を御覧ください。3点ございます。

まず「(1) サービス産業に係る各種統計調査、企業活動に関する統計調査等との関係整理について」でございます。

基本計画を踏まえ、サービス産業動向調査の基幹統計化ですとか、情報通信業に関する企業活動の統計を整備するといった検討が進められているところでございまして、これらの状況を踏まえつつ、本調査の在り方について御審議いただきたいというものでございます。

次に、(2)の前回答申時での課題への対応が適切になされているかについてです。

前回答申におきまして、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者においてまだ十分な検討が行われていないが、その重要性に鑑み、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要があるとの指摘がございますことから、今回、課題への対応状況について御審議いただきたいというものでございます。

最後に、3点目、(3)調査員調査から民間委託による郵送調査へ移行することが適切か否かということでございます。

従来行っていた都道府県を経由した調査員調査を廃止し、民間委託による郵送調査に移行しようとしていることについて、実査を担当する都道府県における熟練職員の減少等による調査環境の劣化や、調査員確保難といった要因はありますものの、結果精度や回収率の確保の観点から問題がないかについて、御審議いただきたいというものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

**○樋口委員長** ただいまの説明につきまして、御質問、御意見、この場でございましたらお願いしたいと思いますが、かなり大きな変更が諮問されております。調査方法を県を通じての調査員調査から民間委託による郵送調査に変更ということですので、諮問案にもあ

りますように、これを含めてその3点を主に審議いただきたいということです。よろしいでしょうか。

なければ、これも、今、終了しましたサービス統計・企業統計部会に付議したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。先の「諮問第54号『特定サービス産業実態調査の変更について』」の審議に際しまして、小西葉子専門委員に専門的な知見からサービス統計・企業統計部会の審議に御参加いただきたいと考えております。

その結果、部会に所属すべき委員及び専門委員につきましては、資料4「部会に属すべき委員及び専門委員の指名について」のとおりとさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の議題に移ります。産業統計部会に付議されております経済産業省生産動態統計調査の審議状況につきまして、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、御報告させていただきます。

資料のほうは、資料5の方になりますので、適宜御覧ください。

この産業統計部会が第34回、37回とちょっと回数が飛んでおりますのは、この次に報告する農林水産省のセンサスについても同時に進行しておりますので、回数が飛んでおるという次第でございます。

5月17日に委員会に諮問していただきました「経済産業省生産動態統計調査の変更について」ということで、部会審議を現在までに2回、5月27日と6月14日に行っております。合計すると、4時間ぐらいにわたって審議をいたしました。

今のところまだ審議の途中ではあるわけですが、大きな流れといたしましては、この生産動態統計というのは、非常に調査項目が多岐にわたっておりまして、月報の数で111ということですので、調査票の数が既にそれだけあって、その中の調査項目がさらに細かいということで、変更するといった場合に、まずは共通的な基準、統一的な基準というのでしょうか、どういうことが起きたときには調査事項を変更するのか、その統一的な考え方についてまず審議をいたしまして、それから、今回いろいろな調査項目の変更を計画されているわけですが、それらの変更が統一基準に沿っているものなのかということをチェックするという手順で審議を進めております。

まず、5月27日の第1回目において、統一的な基準というものが果たして適切なものなのかということ、調査実施者からの報告及び部会の審議で検討いたしまして、それが1回では終わらずに、結局のところは2回目、6月14日の部会のほうにまで持ち越されたという形になっております。2回目の最初のほうでそれらが一応提案された統一基準、見直しの基準というものは適切であるという判断が下されて、今は適切であると判断された統一基準の見直しに照らして、今回の個別の調査項目の見直し、変更が適切であるのかどうかということ審議している最中でございます。

さらにこの上、審議を行いまして、加工統計の推計制度の影響等を重点的に審議して、7月の答申に向けて部会としての結論を出していくという予定でございます。

経済産業省生産動態統計調査に関する産業統計部会の部会報告は以上ということですが、詳しいことは、先ほど申しました資料5のほうにございますので、そちらを御覧ください。

私の報告は以上です。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

それでは、御質問がございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。それでは、西郷部会長を初め、産業統計部会の委員の皆様におかれましては、引き続き御審議のほどよろしくお願いいたします。

今、西郷部会長から会議の開催回数についてご説明ございましたが、もう一件、産業統計部会に付議されております農林業センサスの審議状況について、またこれも西郷部会長から御説明をお願いいたします。

**○西郷委員** 続きまして、産業統計部会の審議状況、今度は農林業センサスの審議状況について、報告いたします。

農林業センサスの変更に関しましては、先月のこれも5月17日になりますけれども、統計委員会で諮問されて、その後は5月30日に第1回目の部会、6月13日に第2回目の部会を開催いたしました。

お手元の資料6は、第1回目の部会の結果概要であり、第2回目の部会の結果概要に関しましては、今、各委員に照会をかけている最中ですので、こちらの資料には含められておりません。

これもまだ審議の途中であり、その中の主な議論ということで、こちらの統計委員会でも関心が持たれました、今回のオンライン調査の試験的な導入及びその影響に関することを中心に御報告いたします。

まず、第1回目の5月17日の部会における議論でございますけれども、そこでは、平成21年1月の前回答申において今後の課題とされた3つの事項への対応状況について、審議を行っております。

その中で、農林業経営体調査におけるインターネット申告の併用の検討、すなわち、オンライン調査の導入を検討すべきではないかという宿題が出ていたわけですが、その検討状況に関して審議を行いました。

その点に関しましては、この統計委員会においても、オンラインを利用して報告する方法と従来どおり調査員を通じて紙媒体の調査で報告する方法のいずれかを選択することが可能となった場合、オンラインで報告する方法を回答者のほうが選ぶと、回答の質に相違が生じるのではないかという疑念が出されました。その点も踏まえて、部会で審議いたしました。

まず、農林水産省の本課題への対応の状況について、説明がありました。

具体的には、農林水産省としては、前回の答申でインターネット申告の導入を考えてはどうかという宿題が出ていたので、今回の2015年農林業センサスにおいては、農林業経営体調査の実施に当たり、まず試験的に全国的から10～20程度の市町村を抽出して、当該市町村内の約1万～2万の組織経営体及び家族経営体を対象としてオンライン調査を導入し、オンライン調査の有効性やその導入に伴う市町村、統計調査員との段階における課題等を把握して、それらを踏まえた上で、少し先になりますけれども、2020年の農林業センサス以降の本格導入の検討をしていきたいという説明がございました。

こうした農林水産省の説明を受けて、部会では主に2つの観点から議論を行いました。1つが調査票の回収時のチェック、もう一つの観点はオンライン調査による報告者の属性に関してです。

まずチェックに関して、従来は調査員が調査しておりますので、調査票の審査等が調査員によって行われたわけですがけれども、それと同等の審査がオンライン調査でも実施されるのかということが最初にチェックした点です。

これに関しては、むしろ回答した時点で、オンラインですから、何かおかしな記入が行われれば警告が出るとか、そういった工夫がされていますので、少なくとも調査票の審査という観点からは、従来の紙媒体の調査とオンライン調査とで差はない、むしろオンライン調査のほうがすぐれている面もあるという整理で、この点からは問題がないであろうということで整理がなされました。

もう一つは、オンライン調査に回答してくる報告者の属性というものが、紙媒体の調査票で回答してくる報告者の属性と相当違っていて、それがために回答の内容に差が生じるということがあり得ないのかという観点から審議をいたしました。

これに関しては、組織経営体だけに限られていることや、サンプルサイズが小さいという欠点はあるのですがけれども、農林業センサスとほぼ同じような調査である農業構造動態調査、これは一般統計調査なのですがけれども、この調査においてオンライン調査が一部導入されているということがございますので、それを資料として、紙媒体の調査票で答えているところとオンラインで答えているところとの間で、本当に回答の内容に差があるのかどうかということをチェックいたしました。

これは、第1回目の部会ではそういうチェックの準備というのをさせていただいていませんでしたので、6月13日の第2回目の部会のときにそのチェックの結果というのが報告されました。

主にそのチェックの方法というのは、少し細かい話になりますけれども、経営耕地面積について平成24年調査と25年調査とを比べて、24年に紙媒体の調査票で答えていて25年にオンラインで答えたという事業者と、平成24年も25年も紙媒体の調査票で答えているという事業者とを比べて、経営耕地面積の移動の仕方に差があるのかないのかということをチェックいたしました。

その結果、象徴的に「紙-オンライン」、「紙-紙」と言わせていただきますけれども、

「紙-オンライン」の場合も「紙-紙」の場合も、経営耕地面積の移動の仕方に際立った差はありませんでした。

もちろん、農業経営を見る上では、経営耕地面積以外の要因もたくさんあるわけですが、経営耕地面積は、農業の生産量を推定したりする上では、非常に重要な変数となっておりますので、その移動の仕方に余り差がない。

そのほかにもいろいろなチェックの方法はございますが、前回の答申において、オンライン調査を導入してはどうかという積極的な宿題が出ていた点と、オンラインを導入することによってむしろ若い人たちの回答率が上がったりして、例えそのギャップが生じたとしても、それがポジティブな効果をもたらすのではないかと、むしろ部会の中の議論では、うかうかしているとオンラインをせっかく導入してもなかなか利用されないから、もっと利用するように調査客体のほうに積極的に働きかけるようなことをしないとだめだという議論の方がむしろ支配的であって、オンライン調査を導入することによる調査結果の相違ということに余り大きな懸念は示されなかったというのが、私の印象です。

特に樋口委員長からも御指摘いただいた、回答者の属性による違いというのは余り大きなさそうさだというチェックをいたしましたので、今後は2020年のセンサスに向けて、むしろどのようにオンライン調査を発展させていくのかということにエネルギーを注いでいただくことが良いのではないかとというのが、今のところの部会のまとめです。

先ほども申しましたように、第3回目の部会、まだ部会が続いております、来月の12日に予定しておりますが、第2回目の部会で引き続き審議することとされた事項や、個別の調査の計画の変更について審議していきたいと思っています。

私からの報告は以上です。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、引き続き御審議のほどよろしく申し上げます。

産業統計部会で2つの調査についての審議が重複して走っております。総務省統括官室には以前から計画的に諮問をお願いしたいということを書いてまいりましたが、このほかにも今「平成24年度 統計法施行状況報告」についての審議、また、次期基本計画に向けてのワーキンググループにおける審議、これは続いておりますので、委員の先生方はまさに混乱しているのではないかと思うぐらい、ここのところ議論が立て続けにお願いしております。

ぜひこの点も御考慮いただき、今後、改善していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、各府省にも、重ねてお願いしたいと思います。

それでは、次に統計基準部会に付議されております、日本標準産業分類の審議状況について、深尾部会長からお願いします。

**○深尾委員** これも先月の統計員会で諮問された、日本標準産業分類の変更について、統計基準部会として、第1回目の会合をお手元の資料7「統計基準部会の審議状況について

（日本標準産業分類）（報告）」の結果概要を見ていただきたいのですが、5月24日に第1回目を開催しました。そのときの議事の概要を御報告します。

統計委員としては、縣委員、中村委員、専門委員として、佐藤委員、菅委員が出席されました。

スケジュール等について議論をした後、まず最初に、分類項目の新設または廃止等を検討する際の基本的な考え方について、事務局と相談して原案を作って、これについて審議していただきました。

6つの基準、細かくは立ち入りませんが、例えば、経済活動の中で一定のプレゼンスを持っていること、産業政策上必要であること、国際比較の点、統計の連続性の点等々ですが、これについて、内容は了承されましたが、記述されている項目の順番の変更が考え得るということとされ、次回以降検討することとなりました。

それから、今回の諮問では、産業分類の一般原則、一般原則というのは、産業の定義から始まって事業所の定義等々、基本的な考え方が書いてある非常に重要な文書なわけですが、これはこれまでも公開はされていたのですが、統計基準に今回は正式に含めるということについて諮問がされています。

一般原則を改定し、これを統計基準に含めるということについて、審議をしました。特に「分類の基準」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」の内容について議論が行われました。

具体的にあった議論としては、2ページ目の上段にある「分類の基準」で「生産される財または提供されるサービス」という言葉の表現が、例えばSNAの用語と違うのではないかという御指摘がありました。

もう一つ、過去にこの一般原則というのは何回か変更になっているので、過去の変更の経緯を一度整理して、もう一回考え直す必要があるのではないかということで合意しました。この点についても、次回以降、議論していきます。

3番目に「管理、補助的経済活動を行う事業所」についてどう分類するかということについて、議論しました。

基本的に、現在の原案となっている一般原則では、主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、原則として管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき、産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類するという原則になっていまして、ただし、持ち株会社、純粋持ち株会社等の扱いについてまた特別な規定があるわけですが、この内容について議論しました。

基本的に、おおむね妥当ということになったのですが、例えば、詳細な問題については、経済センサス - 活動調査による詳細なデータ等を通じて、今後さらに検討していく必要があるという指摘もありました。

2～3ページにかけてですが「（3）前回改定時の統計審議会答申における指摘事項へ

の対応」について、特に割と重要だと思われるのは、無店舗小売業について、統計基準としては特に実査上の問題はなかったということだったのですが、実際にこの統計基準を統計調査に適用する際には課題があったという指摘がありました。

商業統計では、店舗の売り場面積も調査しており、無店舗小売業とは売り場面積がゼロのものだとしてしまったため、例えば、通信販売での売上げが主であっても、少しでも売り場面積がある店舗は有店舗の小売業に分類されてしまったという御指摘がありました。これはかなり大事な御指摘かと思しますので、この点についても今後の検討の中でも考えていきたいと思えます。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。これが基準になるということは、ほかの調査でもこれを参考に基準改定を求めることが起こってくるかもしれないですね。

○深尾委員 そうですね。

○樋口委員長 これを基本にするということです。

それでは、ただいまの説明について御質問がないようでしたら、引き続き統計基準部会で御審議のほどよろしくをお願いいたします。

それでは「その他」の報告事項について、今般、基幹統計である産業連関表について、現在作成中である平成23年表以降の作成方法について、参考3「基幹統計の作成方法に関する通知の受理について」が配布されておりますが、そのとおり、総務大臣から通知がございました。

また、鉱工業指数の作成方法に関する通知の受理について、5月の統計委員会で報告があったところです。今回、本件に関しまして、一部訂正があったとのことですので、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○石塚経済産業省経済解析室長 経済産業省調査統計グループ経済解析室長の石塚でございます。

参考4「基幹統計の作成方法に関する通知の訂正について」に基づきまして、御説明を申し上げます。

今、委員長から御紹介がありましたとおり、5月に御報告を申し上げました鉱工業指数の統計の作成方法の通知書に一部ミスがございました。

今回通知させていただきましたものは、いわゆる5年ごとの基準改定に伴います指数の作成方法の変更についての御報告でございましたが、本日、御説明申し上げます、その作成方法の中の「ウェイト」の表につきまして、一部誤植があったということでございます。

資料を2枚めくっていただきまして、真ん中に四角の箱があるページ、この箱の右側が誤りでございまして、左側が正しいものということでございます。

このように、一部の品目についての財分類の格付のミス、「ウェイト」の数値についてのミスがございました。これらは、ひとえに通知書作成過程における私どもの校正、確認

のミスでございまして、本来あってはならないこととさせていただきます。今後、このようなことが起きないように必ず確認をさせていただきよう、重ねて作業を進めてまいりたいと思っております。

以上、お詫びかたがた御報告を申し上げます。

○樋口委員長 何か御質問はございますでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題は以上です。最後に、次回の日程につきまして連絡をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の統計委員会は、7月26日金曜日13時から、この4号館12階の特別会議室で開催いたします。詳細については、別途御連絡させていただきます。

○樋口委員長 それでは、以上をもちまして第65回「統計委員会」は終了いたします。ありがとうございました。